

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成三十一年一月二十九日から同年二月十二日までの間縦覧に供します。

平成三十一年一月二十九日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中山 勝功	山辺郡山添村	
向井 秀充	山辺郡山添村	
寺畑 恭典	山辺郡山添村	
向井 美樹	山辺郡山添村	山辺郡山添村大字春日二八一五番ほか一筆
山本 孝	山辺郡山添村	山辺郡山添村大字岩屋三五四八番ほか一筆

二 申請年月日

平成三十一年一月二十一日